

Title	開國經濟論における横井小楠
Sub Title	
Author	加田, 哲二(Kada, Tetsuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.15, No.2 (1936. 7) ,p.51(219)- 82(250)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360700-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

開國經濟論における横井小楠

加田哲二

—

筆者は、攘夷的經濟論、即ち自給自足的封建的經濟論を論究し、この見地を幕末當時における世人一般の態度として指摘した。しかし、かゝる西洋排斥、または西洋人蠻夷論のみが、存在してゐたのではない。西洋人夷狄論は支配的であつたが、これに對して西洋文化の優秀を認識しやうとする議論、從つてそれとの交易に従はうとする説を唱道したものがあつた。蘭學者的一群と、西洋事物に對する熱心な研究家がこれである。佐久間象山の如きも、その一人である。彼の開鎖兩論に對する態度は曖昧ではあるが、一度開國と決定せらるれば、大いに日本の世界雄飛を企てざるべからずとしたのである。嘉永三年に書かれた「佐久間象山上書」の一節には次の如くである。

「今天下ノ佛寺四十六萬餘宇、一寺ニ一人ノ僧ヲ滅ジ、工職ニ就カセシヘバ、四十六萬餘人ノ工職出

テ來リハ、二三人滅ジルヘバ百三四拾萬ノ工職出ダ來リハ、加之ナラズ僧徒ナラザル遊手ノ民イカ程モ有レ之、又正道御教諭ノ爲メニ惡徒ニ陷ラズ、刑戮ヲ免カレル者モ有之、夫等御趣法次第皆職業ヲ務メル様可ニ相成、左ハ只今迄世上ニ無レ之工職ノ數二百萬人出デ來リハ、容易ノ儀ニ可レ有ニ御座ル、然ル上ニ力學器學ヲ興シ、外蕃ノ通リ便利ノ器械ヲ制シテ人力ヲ助ケ、又彼ノ國々ノ方法ニ倣ヒ、諸所ニ工作場ヲ開キ、互ニ相勵ミル様御董正有レ之、又物產ノ學ヲ明カニシテ深山ノ遺財ヲ收メ、御出來立ル貨物ト共ニ船ニ積ミ、五世界ニ御通商御座ルハ、莫大ノ御利分ニテ、防海其外ノ御用途ニ隨分御餘計可レ有ニ御座、其餘計ヲ以テ益、御國力ヲ被レ爲レ振ル様被レ爲レ勉ルハ、上様思召通リ五世界第一等ノ御強國ト相成ルハン事年ヲ數ヘテ可レ奉レ侍儀ト奉レ存ル」

かくの如く「五世界第一等の御強國」を目標として進むべき日本は、諸外國との交際において、それ相應の禮讓を盡さざるべからず。彼曰く「外蕃御取扱ヒハ即チ賓禮ニ屬シル儀、賓禮ハ即チ五禮ノ一二ルヘバ、厚クセラレズバアルベカラズト奉存ル、厚クト申儀無下ニ彼ヲ崇メ、御國體モ屈ム儀ニハ無ニ御座、至當ノ禮儀ヲ以テ御手薄ノ儀無ニ御座ルニト申迄ノ儀ニ御座ル、兎ニ角只今ノ御形勢、此御方ニ御無理御座ルテハ不ニ相成ル様、就テハ漢字書生輩詩文章ノ上勢ニ任セ、英夷・赤狄・紅毛夷・墨夷等ノ詞ヲ用ヒ來リル儀ニ御座ルヘ共、斯ク諸蕃ト御交通御座ル上ハ、一切右等ノ文字扱ヒ不レ申ル様、屹ト御觸諭シ有ニ御座一度奉レ有ル」と。彼は極めて公明正大な立場に立つて、開國の處置を論じたのである。

佐久間象山よりも明確に開國貿易論を主張したものは、高島秋帆である。彼は、叛逆の疑ひをもつて、十二年に涉つて幽閉せられてゐたのであるが、嘉永六年八月に至つて、赦され、新たに西洋流砲術師範役に任せられたので同年十月、上書して、國事を論じた。「高島嘉平上書」と題するものがこれである。

彼は、この上書の中で、歐米諸國との開戦は、日本側に勝利を齎らすべき何等の條件も存在しないことを主張し、攘夷開戦の不得策なること、並に、開國通商の開始が何等日本に不利を齎らすものではないことを主張した。彼は、西洋諸國の貿易の理由を論じて、左の如くいつてゐる。

「蠻夷互ニ有無ヲ通ジ、交易仕ひ儀ハ、彼ガ國之習俗常ト仕ひ儀ニテ、此品ヲ彼品ニ易ヘ其利潤ハ互之事ニテ、敢テ一國之利ヲ貪リハト申越意無之、交易ハ各國民ヲ撫育致シ候爲之儀ニテ、子細無」之事ト手輕ニ相心得ひ儀ニ御座ひ處、於ニ本邦ニ御深遠之御趣意モ有」之、御許容難ニ相成ニ處ヨリ甚齟齬仕ひ意味ニ御座ひ處、彼等本邦之產物多少有無委敷次第モ相心得不レ申、譬へバ有物ヲ以テ與ヘザル様相心得、憤怨ヲ抱ひ儀ハ唯々交易御免之一事ニ而已相拘リ居ひ儀ト御座ひ處、若願之通御免ニモ相成、雙方商法取組、代物ニ可ニ相成ニ產物等委敷承知仕ひ様相成ひ場合ニ至ひ得共、彼等相好ひ品モ無」之ニ付、却テ後悔可」仕程之儀ニ御座ひ、遠洋乗渡交易仕ひ儀ハ、莫大利益有」之品代リ物ニ受取ひ様無」之テハ、其詮無」之次第御座ひ、阿蘭陀方昨今迄無」滯入津仕御用相勤ひ儀モ、金銅御渡ニ相成ひ故之儀ニテ、自然銅御渡無」之時ニ至リひ節ハ、外ニ利潤ニ相成ひ品一種モ無ニ御座」ひ間、決テ渡來仕ひ儀

無_ニ御座_ル」

秋帆の見解は、交易は、利潤の追究であり、利潤なきところ貿易なく、日本において、歐米諸國に對して、貿易を許可しても、もし、日本に有利な商品が、限定され、または皆無であるならば、彼等は何の遲疑するところなく、日本貿易から手を引くであらうといふにある。「交易一向之儀ハ凡彼地之風ニ習ヒ、手輕ニ取扱ニ相成ル様仕度、其手輕ニ取扱ルト申儀ハ、別ニテモ無_ニ御座、利潤無レ之代物ニテハ逆モ引合不申、彼ヨリ退ル事ニ相成ル間、先御理解被_ニ仰渡ルテ、其上ニテモ交易相願ル儀ニ御座ルハバ、假ニ交易御免之思召ヲ以テ御免被_ニ仰付、兩三年商賣仕ル得者、損益之次第モ相分リ、必彼ヨリ退ル事ニ相成申ル」といつて、極めて、樂觀的である。秋帆が、日本において、たとへ、外國貿易を許すとしても、それは盛大に赴くことなしとの見極を持つてゐたのである。その理由とするところは、「御國小ニシテ舶來シテ貨物國中潰シ高モ限リ有_レ之、又御國ニテ產スル處ノ產物蓋少キヲ以、代リ物ニ御渡可_ニ相成_ル品無_レ之ニ付テハ、交易取縮ニ相成ルヨリ外無_ニ御座」といふのであつた。要するに秋帆の貿易論は、貿易は利潤の追究であるから、自由なる貿易を許可しても、利潤の制限はよつて、日本に對して、大害を與へるやうなことなく、反つて西洋諸國が日本商品の利益なきを見て、自ら日本貿易を斷念するに至るであらうといふのである。

かくの如き意味の交易論でさへ、當時の大勢に抗して主張することは困難であつた。何となれば、「蕃

船ノ交易、多ク無用ニ屬ス、而シテ金銅ヲ海外ニ棄ツ、停メズンバアル可カラザルナリ」（會澤安新論）といふが如き貿易觀と、「西荒戎狄ニ至リテハ、則チ各國耶蘇ノ法ヲ奉ジ、以テ諸國ヲ呑併ス。至ル所祠宇ヲ焚燬シ、人民ヲ誣罔シ、以テ其國土ヲ侵奪ス。其志ヤ盡ク人ノ君ヲ臣トシ、人ノ民ヲ役スルニ非ザレバ即チ慊タラザルナリ。ソノ益々、猖桀ナルニ及ンデ、既ニ呂宋瓜哇ヲ傾覆シ、遂ニ頤ヲ神州ニ朶ル。嘗テ西邊ヲ煽動シ、呂宋瓜哇ニ加フル所以ノ者ヲ以テ之ヲ神州ニ加ヘント欲ス」（新論）といふやうな西洋強國侵略論によつて警戒せられてゐ、而して、かくの如き外國交易無用論並に西洋侵略論は、萬國交易論よりも、俗耳には入り易いのであるし、また下田開港後殊に安政五年條約改正後の横濱開港以後においては、わが物産、殊に銀の輸出多くために、物價騰貴を招來したことは、攘夷論を煽るにおいて、質實な經濟的根據をもつてなし得たので、この物價騰貴によつて、生活の困難を體験した下級武士及び下層民の雷同を得たことは、既に述べた如くである。

二

かくの如き攘夷論に對する開國貿易論は、嘉永六年以後安政・文久となるに従つて、即ち外國との交渉が、わが國の朝野の一大問題となるに従つて、少數ではあるが、高邁な識見を有する人士によつて、主張せらるゝに至つた。吉野作造氏は、これらの人々を「幕末における國際協調論者」と呼んでゐるが、

適當なる呼稱であるといへよう。筆者は、これらの開國論者・西洋文明採用論者の代表的なものとして、次の四人を擧げる。

一 橫井小楠

二 福澤諭吉

三 神田孝平

四 加藤弘藏（後の弘之）

これらの人々は、卓拔なる思想家であるとともに學者であり、且つ西洋文明の普及家^{ポブライザ}である。彼等はともに、日本が西洋の文明を採用することによつてのみ、世界の水準に到達し得ることを確信してゐたのである。これらの先覺者は、攘夷論及び攘夷論者の因循姑息を嗤つたが、その志すところは、攘夷論者と同じであつた。彼等はともに國を憂へ、わが國が西洋諸國に隸屬するに至るべきことを案じ、わが日本をして、百年の大計を得せしめ、その光輝ある歴史を保持せんとしたのであつた。彼等はともに憂國の士であり、愛國者であつた。たゞ愛國の方法・日本獨立發展の方法においてその所見を異にしたのである。即ち攘夷論者は神國論をその出發點として、この神國を維持するために、攘夷せんとし、開國論者は、世界の公道を信じて、この公道によつて、わが國を世界の舞臺に上せんと主張してゐる。この二者の共通の思想は日本の獨立である。たゞ前者は自國を世界の最高國とし、後者は、西洋の優秀を信

じ、そのあるものを採用せんことを期してゐる。

而して、かくの如き開國論者中抜群の思想家として擧ぐべきは、横井小楠である。彼は熊本の産であり、その藩士であつたが、後に松平春嶽に仕へ、これに對して多大の影響を與へ、よつて、開國論への一大貢獻を爲したのであるが、彼の進歩主義は、保守鎖國論者の忌むところとなつて、明治二年の暗殺となつたのであつた。小楠は時勢を達觀し、外舶來航當時の日本が一大變革に遭遇してゐることを、その有名な「富國論」の中に、指摘してゐる。

「鎖國は二百餘年の染習となりたる事なれば其の害尤大なれとも皆人鎖國の害たる事は心付さるなり其の次第を説んに二百年前には亂世に次たる比なれば衣食住を始萬事質素易簡にして事物を亂世に思ひ比ふる故人事も穩にして不足もなかりしなれ共太平年久敷に隨ひ驕奢に成行も自然の勢にて日本國中諸大名の手前漸々に驕傲鄭重になりて參勤交代を初今日の諸用に付金銀の費は次第に多くなれ共金銀は増す方なく國中の人口は增多に及へとも土地は古昔の儘なれば費す處多くして出す處少く下なる者も是に准し富る者は分を忘れて驕に長し貧きも是に效ふて貧を忘れて驕らんとすれば各自に困窮逼迫を招き加之太平の恩澤に浴して遊手徒食の輩但今日となりては武士も遊手徒食の類也十の九に至れば生る者は依然として如前食む者而已增長する故物價自ら貴く物價貴に隨ひ金銀不足す金銀不足すれば四民困窮を生ず乍併農工商の三民は力を以て食ふ故物價に隨ふて力役の價を増す故猶爲すへき様あれ共唯士と稱する者は大

名を始として收る處限り有て出す處其限を超るに至れば實に爲すへき様なし仍之鎖國封建の制諸大名各一國一郡を鎖閉して己に利あれば他に害あるを顧みず利政聚斂いたらさる處なけれ其國用の不足を補ひ難ければ不得止諸士の俸祿を借り豪農富商を絞り細民の膏血を吸ふても今日の急を救はさる事を得す農商も是が爲に疲弊を受る故愈物價に就て其窮を免れんとするを以其弊又士に及び交互困窮するに至る仍之上下共に榮辱禮節の差別も亂れて民心離叛に及び一揆を起し窮を訟へ上に迫るに至るも亦少なからず事重疊にして手を經て遂に騷亂を招かさる事を得さるも必然の勢なり」(小楠遺稿 四五)

四七頁)

かくの如き状態を處理する方法として、武士の主張するところは偏武的傾向であつて、彼等は偏武的傾向あるが故に、その徳、その文を精練しないことが、その弊害である。いはく、

「熟々當今天下の勢を見るに太平殆んど三百年に垂として綱紀の陵夷民俗の傾廢は申も愚かなれ士氣の衰弊に至りては我邦往古以來今日より甚しきは無之彼南宋の衰弱は同病相憐とも云ふへけれ況又洋夷の悪氣計り難きの憂ひ迫りたるは又彼の金虜の勢强大なると同し然るに學者たる者文武一途の道に志さず熟々時勢の有様をながめやりて是を救ふの見識力量なし是に於て世を憂るの人傑出る時は一切學者を以て迂闊無用と押片付専ら武の一途を以て國を起さんと欲するは龍川か見と符節を合せすして同し此說行はるゝ時は譬は激剤を以て病毒を討つか如し一旦に士氣を張り一旦に奇功奏るの勢あるは

必定なれ共元來仁義忠誠の心術を磨く正心誠意の上より推し本き來らされは其弊忽ちに生し或は客氣
龐暴の手荒き風とも成り或は權變功利の拙き術とも流れて其末終に如何とも成し難き勢に落に入るは鏡
に懸て見るか如し」（小楠遺稿 明治二十二年刊一二一三）

偏武の政策をもつて、日本は獨り世界の中に孤立し、鎖國攘夷を主張するのは、前述のやうに、治世
の道すら立ち難きところにおいては困難である。彼はその「富國論」の中でいつてゐる。

「方今航海自由を得て萬國比隣の如く交易する中に就て日本獨り鎖國の法を固くする時は外寇の兵鬪
を免るゝ事を得す其時に當つて治世すら殆困極せる國勢を以て兵備を嚴にし或は離叛或は拂戾の士民
を驅て防禦の策を建攘夷の功を奏せん事甚以無覺束次第と云へし是鎖國の害なり」（小楠遺稿四八頁）
開國貿易は天地の大道である。即ち世界の大勢は、獨りわか日本のみをもつて、これを任意にするこ
とが出來ないところであり、而して「天地の氣運」に従へば、今迄の憂患は、直ちに解決する。「富國
論」にいふ。

「天地の氣運と萬國の形勢は人爲を以て私する事を得されは日本一國の私を以て鎖閉する事は勿論た
とひ交易を開きても鎖國の見を以て聞く故開閉共に形のことき弊害ありて長久の安全を得がたしされ
は天地の氣運に乘し萬國の事情に隨ひ公共の道を以て天下を經綸せは萬方無碍にして今日の憂る所は
惣て憂るに足らざるに至るへきなり」（小楠遺稿 四九頁）

この天地の大道に従ふことが、わが國の國是であつて、政策は、この大道に従つて行はねばならぬ。世人は鎖國はわが國是なりといふ主張は、嗤ふべき僻見であつて、天地の大道を知らざる徒の主張である。開鎖の決定は道によつてなすべきであり、禮をその方法とする。

「凡我國の外夷に處するの國是たるや有道の國は通信を許し無道の國は拒絶するのニッ也有道無道を分たず一切拒絶するは天地公共の實理に暗して遂に信義を萬國に失ふに至るもの必然の理也然るに其有道と云るは唯我國に信義を失なはさる國のみを言ことあらずして自餘の國に於るも又信義を守り侵犯暴惡の所行なく天地の心に背かさるの國を云ることにして此等の國ありて我に通信交易を望むに我是を絶て拒絶するの道理あるへきや我

祖宗此理を明らめ玉ひ唐蘭の二國既に交易を許さるゝと云へ共萬國此理に暗してアメリカの書翰にも鎖國を以我國是の道也と述たるは全く我國是の大道を知らざる故也只外國のみならず我邦人も又鎖國を以て國體也とのみをもひ信義の萬國に貫くと貫さるとの天地仁義を宗とする國是の大道を知ざるよりして我の信義を失ひ彼か忿怒の心を起さしめ大に國體を誤るに到て又如何んぞ是を救ふの術あるべきや然は今彼に答には有道を許し無道を絶ち國是の大本として一切鎖國するの道にはあらざる事を明に示し然して後彼の渡來のさま通信通商の望を許さゞれば軍艦を以て來り迫るの由を述且は妄に浦賀に乗入様々の無禮を働き一切我法度を守らざるの無禮無道を責如此の國は痛く禁絶するの大法なる

事を諭し聞せんに彼國叩頭して是を陳謝し前非を改め通信通商を乞こと必然也是朝に無禮をなし夕に改ると云へとも其實なくし其辭のみなるよしを以て又是を拒絕し果して我信義に服し罪を改めんとならは後來其信義世界萬國に貫徹する時を待て通信通商を議せんとならは彼何の言葉ありてか兵事を發する事を得んや」（夷虜應接大意 嘉永七年 小楠遺稿 一五一七頁）

かく攘夷開國の決定は、わが國の獨斷的決定によるべからざるものであつて、相手國の有道無道の如何によらねばならぬ。攘夷論者は、歐米夷狄論を主張するものであるが、小楠は然らず。殊に彼のアメリカ觀は著しく當時の思想家と異なるものがあり、寧ろアメリカの禮讚に近いものがあつた。

「亞は尤晚進の國なれ共其國土人心盛大にして賢を薦め善に從ひ萬國盛衰の迹に明にして短を捨長を取制度を立ると勝れたるへし其國是とする所萬國の戰爭を息め交易の道を以て諸國の情を通し善に從ふの道は之を世界に取る是等宏大の規模に至ては決して他邦の及はざる所なり且又人の國を覬覦して人の土地を掠奪するの類此國には絶て無之とは大に利害に明かなる所なり幸に來て交和を求む我又是等の國と深く交り我國の羽翼とせんは策を得たりと謂つへし無識無策世の所謂和魂なるもの却て彼を無道禽獸なりとし尤甚しきは之を仇讐とし之を拒む天地の量日月の明を以て之を觀は何とか云はんア、隘陋國家蒼生を誤る痛嘆の至ならすや（世の和魂なるもの徒らに形迹に拘泥し舊套に因襲し故習を株守するを以て和魂なりと思へり和魂豈如此ならんや一笑に餘あり和魂とは神武日本武天智の如き賢王英輔の賊を平らき土地を開き制度を明らかにし民産を制し大に經綸を明かにし國光を顯はす之に非ざるは和魂と謂ふ可らず）（小楠遺稿九五頁）

而して、小楠は、この合衆國の建設者たるワシントンの人格に深く服し、歐米政治家中德義を辨へる者はたゞワシントンあるのみとさへいつてゐる。従つて、かくの如き、有徳の國と交通しないこと、並に既に交通の發達した今日において、比隣の交通の阻止すべからざることを主張する。「今日宇内の勢火輪船出來天涯如此比隣に相成候えば互に交通可致の形勢に相成候今日に至り獨立鎖國の舊見を主張するは天理に悖候とに候」（小楠遺稿 四〇五頁）かくの如き悖理を主張することなく、四海同胞の理を實現すべきである。「華夷彼此の差別なく皆同し人類にて候えは互に交通交易の大利を通し候が今日自然の理勢と被存候」（小楠遺稿 四〇五頁）而して、交通貿易の實現の後は、積極的政策に出て、單に外舶來航を許すのみならず、進んで、外國にわが商館を設け、國內の資本を合してこれに從事することが、必要である。彼は慶應二年において、松平春嶽に建白していふ。

「一兵庫開港期日既に迫れり國體名分改正之初なれば舊來の條約明白適中せざるは一々改正し公共正大百年不易之條約を定むへし唯恐くは事件に因ては忌嫌無きにしもあらざるへし是等後日之大悔と成るべきを慮り公平之判談あらん事を欲す

一外國之交易商法之學有りて世界產物之有無をしらへ物價之尊下を明にし廣く萬國に通商し更に又商社を結ひ互に相影響を爲す如此練熟を以て我か拙劣之人に對す殆ど大人と小兒との如し是彼が大奸を爲す所以なり十餘年來三港之交易我に於て一人之富を爲さず彼は總て大富之商と爲れり此現實にて

是迄の交易我か大損たる事分明なり要之我より外國に乗り出さゝる之大弊にて今日之を改めんとを欲す西洋に於ては魯英佛墨蘭之五國漢土にては天津上海廣東之三港に日本商館を設け建つ可し扱内地に於て商社を建て兵庫港なれば五畿内四國南海道之大名は申に不及商人百姓たり共望に因ては其社に入れ同心一致いたし相共に船を仕立乗り出し交易すへし他之三港は是に准して略す唯妄に出入を禁し必ず其港之鎮臺之印鑑を受け行く先之日本商館に達すべし歸帆も又同様なり如此なれば自然に商法に熟し其利を得ること分明なり内地も又自然に彼等か奸を制し公平之交易に歸すべし是等は大事件に關れば速に議定あらんことを欲す」（小楠遺稿 一一一頁）

積極的交易を主張する小楠は、交易のためには、國內の各勢力が一致共同すべきことを主張する。「交易之道は如何○是も諸侯と組合外國へ渡海致候は、公平に其道開け可申幕府に私有之ては難被行次第なり惣而金銀銅鐵等も官禁を被廢坐株を被停勝手次第に堀出候事に相成候は、諸侯も各力を盡し堀出候而海軍の備等は不足有間敷候」（中根雪江日録採記 小楠遺稿 三七四一、三七五頁）かかる積極的交易政策は、歐米人の政策を日本に採用したものであつて、歐米の富強はかかるところから來てゐるし、またその結果は、「聖人の作用」に均しいものがある。小楠は語る。

「今洋人の所爲をみるに火輪船蒸氣車傳信器水車木綿等を始として民生日用に便利のと皆講究造作して其至極を究め近來又紅海の海峡をホリヌギ海路とする等のと誠に莫大の利なり其上に萬國に交通し

て交易の利を廣くする故に渠等國富兵強民用の利厚くして租稅等も至て寛なるを得たり之其經綸の功業聖人の作用を得たるものと可申候」（小楠遺稿 四〇一頁）

小楠の對外交易論はかくの如く積極性を有したものであつて、幕末當時にあつては、卓抜な見解の一つであつた。

三

小楠の對外交易論は、以上の如くであるが、それは、國內改造に伴はれてゐるものである。彼は單に交易の利益のみを目標として、開國論を主張したものではない。日本國が獨立の國家として、世界の列國と伍し得るためには、それに相應した國內組織を持たねばならぬ。而して現在までの國家組織は既に述べたやうに腐朽しつゝあるものであつて、これに改造を加へることは、最も必要とするところである。こゝにおいて、小楠は「國是十二條」を作つて、元治元年甲子正月將軍家茂上洛のとき、松平春嶽に獻言した。

「一不關天下之治亂一國以獨立爲本

自然の天理に則り自然の人事を盡し利害得喪一切度外に付すの大條理明なれば吉凶禍福凡そ外事の變態人心を動すに足らず其理に隨て順應之信義をして天下に明かならん事を欲す

一尊

天朝敬 幕府

誠心奉戴非心を正し非政を匡し必ず

皇國をして治平ならんことを欲す

一正風俗

風俗の正しからざる法制禁令固より廢す可からずと雖も終に是れ末政數ふるに足らず君臣一徳治
教明なれば風俗自然に正に歸す所民免而無耻有耻且格何等の道理そ人をして感動せしむ

一舉賢才退不肖

一開言路通上下之情

一興學校

唐虞三代の大道を明にし推て西洋藝術の課に及ほす其要は人君躬行心得に發して觀感の化に本つ

く

一仁士民

一信賞必罰

一富國

一強兵

一親列藩

凡そ彼に嫌疑あらは分明に正言し理あれは止む改むれば止む或は歎に其の道を以てすれば止む孟子葛伯仇餉の言其理甚た分明なり

一交外國

右十二條試に國是の目を定め儘付するに愚意を以て君子の需に應す妄言の罪逃るゝ所なし幸に之を恕せよ謹呈

正月十一日

小楠

(小楠遺稿 一〇六—一〇八頁)

同じ趣意を彼は、一層簡單にし、「四條」として發表してゐる。

「一方今之勢治亂に拘はらず方先一國獨立之基本を定むへし

一一國之獨立は國論を明にし好惡を定め人心を一致するに在り

一國論を明にするに内外之分あり

一王室幕府を尊奉す所謂尊奉は其是非を問はず尊奉するにあらず
非心心必ず匡し非政必ず正し心力餘きず匡收」(小楠遺稿 一一六頁)

かくの如き國家の獨立、國論の方向を定め、全國一致して、開明の方向に進むためには、天下の賢才

を擧げ、廣く講習討論することが必要である。

「今日之大急務之御處置天下人才之悉名顯候者總て江戸に被召寄天下之政事當今之急務御誠心を御打明し老公を初諸閣老三奉行に至り候迄貴を忘て御講習被成候之は天下の人言を求め天下之人心を通し天下之利病得失を得候事は此一舉に有之候勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊候共遂に者一本之大道に歸し可申候是則舜之開四門達四聰之道にして天下之人才と天下之政事を共に致し公平正大此道を天下に明にするは此外に道は無之候」（柳藩立花壹岐へ答ふる書 安政二年 小楠遺稿 一四四頁）

而して、國內改造は、先づ江戸並に幕府より始めざるべからず。これ政治の中心を改造して、漸次地方に及ぼす政策である。江戸の人口集中は、小楠にとつては、日本を貧國ならしめる一大原因の如くである。この一大原因を除くことを彼は考へたのである。彼は「柳藩立花壹岐に答ふる書」において、このことを論じてゐる。

「一地震大火に付而御高論中 在府大名御歸國并に奥方御女中國に歸され候事 一々御同意に御座候
一此機會に因て御旗本之面々江戸二十里限り在宅せしめ江戸へは勤番交代之事
一江戸市中之者江戸生之外總て其國々に歸可申付町奉行より精々吟味之上公領は御代官私領は國主郡
主受取て夫々家産に付しむへき事

但大丸松坂屋等之諸國之豪商共たな見せ 一切停止之事

一御城御女中總數壹萬餘人と承申候古後宮三千と申候得共三倍にも至り弊事之第一にて此節御女中盡く歸家可被仰付是閨門よりして政を一國天下に推及す之第一之御所置にて有之候事

一大將軍家御城御出に相成何方にも御陣中之御住居御政事被聞召是古人非常之變に所する所謂郊に廬する御處置之事

一諸大名家屋一切破却在府中小屋住居之事

一諸大名以來は一年に百日之在府にて往來は出陣之格にて參勤之事

一大坂を初豪家之輩諸大名之借金十ヶ年疊置候事

右之條々御改正に相成候えは江戸内之人數十之六七は省可申將又天下列藩無用之費一時に相改り今日之大貧國を變し大富國と相成候は三年を不待して掌を返すよりも易き事に有之候」(小楠遺稿 一四

五一四六頁)

小楠は、以上の如く江戸を中心としての改革案を考慮しつゝあつたが、既に述べた「國是十二條」の見地に基き、國政一般に關する改革案を、練りつゝあつたのである。對外關係並に、これに伴ふ國內關係の切迫は、小楠をして、稍徹底的な方策を考案せしむるに至り、慶應二年に至つて、彼は、議會制度の建設を主張するに至つた。當時においては、既に加藤弘之の「鄰草」を始めとして、議會政治論は、

決して珍とするに足りなかつたのであるが、これを松平春嶽に他の改革とともに、第一に提唱したこと
は、彼の開明進歩主義を現はすものといふことが出来る。その建白（慶應二年）にいふ。

「一大變革之御時節なれば議事院被建候筋尤至當也上院は公武御一席下院は廣く天下之人才御擧用
四藩先執政職被仰付其餘は諸侯賢名相決之上追々御登用
皇國政府相立候上は金穀之用度一日も無んは有る可からず勘定局を被建人選さし寄五百萬兩位之紙幣
出來 皇國政府之官印を押し通用可相成事

皇國中之知行に課し高壹萬石に百石と定め政府の貢米に可被仰付事

但幕府御辭職なれば莫大之用度を被省諸侯室家歸國參勤相止江戸引拂にて是又莫大之省減なり十分
一之貢米は當然なり紙幣は此貢米より漸々取り收之事

一、刑法局を可被建事

一、海軍局を兵庫に可被建關東諸侯之軍艦御取り寄十萬石以上之大名に仰せて高に應し人數を定め兵
士を出さしめ西洋より航海師并指揮官を乞ひ受け専ら傳習せしめ年々艦數を増し熟練之上は人心一
致士氣盛興萬國之形勢と可並立事必然なり其總督官者大名之内其器に被當候人々被命以下の士官は
關東諸藩當時熟練の士を擧用す可し總而用度は先づ勘定局より出し外國交易盛行之時に至れば諸港
の運上交易之商稅を以て之に當つ可し此費用莫大なれば貨財運用之妙は議事院中之人傑必ず能く之

を辨するものあらん」（小楠遺稿 一〇九一一一頁）

これが小楠の開明進歩主義的政治改革の主張である。

四

政治改革は經濟改革を伴はねばならぬ。小楠は、單に政治改革論者として止まらず、進んで經濟改革論にまで及んでゐる。彼の主張するところは、國家の保護教導による國富民富の増進であり、單なる特權的保護または自由放任に反対してゐた。彼はその「富國論」において通商の發展と生産の保護教導について、次のやうに述べてゐる。

「方今交易の道開けたれば外國を目的として信を守り義を固して通商の利を興し財用を通せは君仁政を施す事を得て臣民賊たる事を免かるへし其概略の條理如此

五穀租稅の外并糸麻楮漆の類を初物て民間に生産する處舊來悉く商賈の手に賣渡す故に其價尤賤く就中姦商に逢へは種々の欺詐を受て其半價を得て止む者も亦多し落字是を官府に收むへし其價は民に益ありて官に損なきを限とし官に於て別に利を見る事なけれは民自ら其惠を蒙るへし

但横濱長崎等より物品月々の相場を聞調へ民間にて賣る處の相場に引當諸港への運賃其餘の雜費を加へ官府に損なくは民の乞ふに任せて精々高價に買へし

一國中の所産凡幾十萬金なるへし悉く官府に買ふ事を得されはたとへは福井三國港等に大問屋を設け豪農富商の正直なる者を選み元締となし諸產物を買ふ事官府と同様なるへし

一以上諸物品を作り出し或は作り増んと欲すれ共力足らすして意の如くなる事を得さる者多し官又はに錢穀を貸して其の意を遂しめ其物品を官に收め其價によつて其債を償しめ又利息を見る事なれば民大に便を得て且惠を蒙るへし

但元仕込夫食糞し仕入といへる類悉官府より貸出し利息を取事なく相對に高利の金銀を借の冗費を免れしむ惣て官府の貸出しへは元金を損せざる迄にて利を見る事なかるへし官府の利は外國より取るへし

一以上の諸物件其他民間所産の生育製法等に付簡便の方法器械等あるば先づ官に試み其實驗を経て是を民に施し教へ導くに惻怛の良心を以てすへし

但養蠶術を初め諸產生方并農具其外にも大に力を省き便利の仕方も有之由是等皆官府に於て十分試験に及び衆人の信を取りて後施行ふへしたとひ便法なり共新の事を強ふれば却て民心を害する事多し

一工商も亦同し其米錢を貸し其便利を教へ其活計を通利せしむ

遊手徒食の類皆其好む處に隨ふて各其職業に就しむるに其用其具悉く官より是を貸すへし

以上の諸件に付き邪正の刑賞勤惰懲は惣て牧民の職に在る者の心を竭すへき所也」(小楠遺稿 五〇一
五三頁)

民間に對する生産獎勵は、民間に對する融資によるを便利とする。生産を獎勵するために、紙幣を貸與し、物產を興し、これを開港場に輸送して、正金を得、更にその過程を繰り返せば、單に民間の利益を増進するのみならず、官府の利益をも増進し、仁政の基礎とすることが出来るといふにある。「富國論」にいふ。

「財用の融通鎖國の昔日に比すれば大に其便宜を得たりと云へし今や民間に無量多數の生産あり其是を海外に運輸すれば價を減せず且壅滯の憂なしされば勉めて産を制するか爲に民を富し産を生するによつて國を富し士を富すべし一隅を擧て是を譬んに先づ壹萬金の銀鈔を製し民に貸して養蠶の料に充て其繭絲を官に收め是を開港の地に輸し洋商に賣ならば大約壹萬千金の正金を得べし如此なれば楮札數目を閲せすして正金となつて言ふへからさるの鴻益ある而已ならず加ふるに千金の利有り官府此利を私することなし公に衆に示し悉く是を散して救恤し其他出て反らさるの所用に給す仍之利を得る事多ければ所用益足るへし啻繭絲而已ならず民間の所産制するに此法を以てし年々正金の入るを見て楮銀を出し財用を通ずる事前の如くならは民間の生産も無數に増進し官府も年を逐ふて正金に富むへし正金の融通自在なれは物價の貴きは憂るに足らず上下の便利是に過たるはなし乍併もし楮銀増溢の

・恐れあらは正金を以て銀局或は司農局に就て楮銀を買ふて其用に給せば官府諸局の殷富も足を翹て俟つへし」（小楠遺稿 五五頁）

民間における生産獎勵は、かくの如き方法によるのであるが、こゝに問題となるものは、武家の二男三男等の問題である。彼等は經濟窮迫のために、家庭をすら形成することが出来ずにある人々である。

これらの人々に對して、生産の業を興へることは、最も必要であり、肝要である。

「士たる者の弟次男のこときは年比となりても妻を迎へざるは天下一同武家の制なれば誰人異とせされ共壯より老に至る迄夫婦父子の大倫を廢して知る事を得ざる故是か爲に不行跡に至る者も又多し最可憐の至なり當今富國強兵を事とすべき時勢なれば此輩をして各其用に充へきなれば先其才力の長短によりて是に多少の俸祿を與へ差當る衣食の急を免かれしめ其用る處に隨て是に居所を與ふ譬へは航海に志ある輩は海濱に居らしめ航海の具を與へ食蠶を願ふものは桑田に居らしめて蠶室を與ふといへる如く各其好む處によつて其生を聊せしめ其功勞を察して其俸祿を増し妻を迎へ子を擧るに至らしむへし海濱に在る者は遂に海軍の用に充つへく桑田に在る者は陸軍農兵の用に備ふへし其他刀匠銃工を初國內に充つへき事に力を竭んと願ふものは悉く請に任すへし

一處女の如きも亦同じ専ら養蠶の道を教へ其他好む處に隨て紡績織紝皆其物品を與へて其力に食しむ
へし

一假令多眷ならず共一藩の婦女をして養蠶の術をなさしめは各自の富足を得る而已ならず遂に國用を裨益するの偉績をにすへし

凡國を治むるは則民を治るにて士は民を治るの具なり勿論士民共に孝悌信忠を教るは治道の本源なれ共教は富を待て施すへきも聖人の遺意なれば澆季の今日に當つては猶更富すを以て先務とすへし」

(富國論 五三一五五頁)

小楠は、舊來の生産を再組織し、その繁榮の政策を攻究するとともに、その進取的立場において、海外發展をも考へてゐた。「往昔の如く本邦一國の戰争なれば二者何も用ゆ可し方今航海大に開け四海の通航平陸よりも便捷にして千萬里の所比隣なり海外の諸夷引き受すして叶わぬ時勢となり海軍に過ぎたる強兵あること無し」(小楠遺稿 二九頁)と信じ、海軍の組織訓練を西洋諸國に學ぶところあるべしと主張した。

「總て傳習には費用を厭ふことなく十分の修行を盡しめ海軍一切の規定は西洋の法則を斟酌して行ふ可し本邦の人の聰敏なるは洋人も亦嘆美して亞細亞洲中第一と稱し尤事を爲すに曉ければ三年を待たず海軍の術我是を得ること疑無し傳習既に熟するに隨ひ別に將校を用ることを禁し總て此の諸生をして軍艦の職役を命し其才能長技に隨て任用し匹夫たり共一艦の長一軍の將にも擧け用ひ貴族たり共所長なけれは用ひず一切太平因循の習弊を去り軍國嚴齊の法則を行ひ信賞必罰威令上に明なるときは

一軍齊肅命を用ひざることを得ず且夫海軍の實用たるや海外の事情に達し器械の精微を盡し萬里の風濤を凌き更に又各國戰鬪の實地を見聞せすんはある可らず軍艦十艘にも及ひなは代るゝ海外に乗り出し各國を巡觀するときは聰明を開き膽氣を壯し彼が長を取りて我短を補ひ我長を以て彼か短を制し十年を待たずして全國の人心奮勵發動し外夷の恐るゝに足らざるのみならず却て萬國を呑むの正氣を發生するに至り今日恐怖の人情に比するに眞に晝夜明暗の變するか如くなる可し」(海軍問答書 小楠遺稿 三二一十三三頁)

かくの如き海軍建設のためには、多大の費用を必要とすることは勿論であるが、この支辨は大名に對する課稅からすべしとの意見を有し、かつ、これによつて資源の開發にも資すべしとするのがその意見であつた。

「天下を擧て既に是至困の地に落人たれば此莫大の費用何を以て辨せんや夫れ非常の海軍を起さんと欲せば先づ非常の費を辨せんば有る可からず非常の費用を辨せんには非常の事業を起さすんは有へからず非常の事業を起すには幕府列藩均く課金を出されざることを得ず試に高一萬石に年々百兩の金を課すれば總計大凡二十四五萬兩内外なり此の課金を以て元とし左の件々の事業を起さんと欲す

一 銅鑛を開く 一 鐵山を開く

一 船材を貯ふ

開國經濟論における横井小楠（加田）

(小楠遺稿 三六頁)

軍事工業の開發に伴つて、工業資材として必要なものは鐵であるが、小楠は、鐵礦開發の利益及び鐵の應用の廣大なるを主張し、廣く生活上に鐵の利用すべきことを提言してゐるのは卓見といふべきである。

「曾て聞く奥羽の二州尤も鐵に富て所々驚く可きの鐵塊山有りと是等の山を開き便利に因て西洋製の高爐を設け鎔化して長崎に運輸し製鐵所にて百般の工作を爲さしむ可し總して民間の日用は鐵より便利なるは無けれども本邦に大に是を用ることを得ざるものは鐵を製するの術を知らさればなり譬は三都會の如き家屋重密の處一家火を失すれば延て千萬家に及ぶ百貨諸物烏有に付し衰弊を極ることはより甚しきはなし此は火難を救ふに鐵屋に如くもの有る可からず製鐵所に於て鐵柱鐵板の類を製作し都會に出すときは材木瓦より一倍の高を益すと云へ共百年不易の造作なれば財力有る者誰か是を置て彼を用る者あらんや或云外國にて鐵柱鐵板は根段材木よりも易しと果して然らば是に過たる便利有ることなし其外民間の用器鐵を用ひて爲す可きもの幾許も有ることなれば其直過當ならされば大に行はること必定なり船材は檜楠杉檜松を以て尤も上品とす近年來直ひ上騰すと云とも外國に比すれば尙ほ一と三との如し良材に富たる國々より買ひ求めて長崎に於て貯へ置き軍艦製造の用に備る可し」（海軍問答書 小楠遺稿 四〇—四一頁）

かくの如く、小楠の主張するところは、政治經濟上における一大革新の政策である。

五

しかば、小楠の眞精神は何處にあつたか。彼の書に、「明堯舜孔子之道、盡西洋器械之術、何止富國、何止強兵、布大義於四海而已」といふのがあるが、これが彼の眞精神であるといへやう。この精神は小楠のそれであつて、日本にある精神とは認めてゐない。彼は、日本今日の難局は、日本に確固たる良精神の存在しないことにある。彼は日本に指導的神精神の缺如してゐる状を次の如く主張してゐる。

「我皇國是迄大道之教拂地無之一國三教之形御坐候え共聖人之道は例之學者之弄ひものと相成神道は全く荒唐無經些之條理無之佛は愚夫愚婦を欺のみにして其實は一國を舉全無宗旨之國體に候え者何を以て人心を一致せしめ治教を施し申哉方今第一義之可憂所は萬弊萬害何も扱置此處にて可有之候」

（小楠遺稿 一五七頁）

かくの如く指導的精神の缺如あるが故に、日本に新指導的精神の附與と、改造とが必要とせらるゝのである。

「本朝は。古昔より流義の一定せし學なく神道、儒、佛法、面々あり。當世に至りては西洋の事功も採用する様になれり。方今若三十萬石以上の人以其人を得て。三代の治道を講して西洋の技術を得て皇國を一新し。西洋に普及せば。世界の人情に通して。終に戰争を止むること。いかにも成る可な

り。此道本朝に興る可し」。（小楠遺稿 三八四頁）

しかば、開國交通の後において、採用すべき指導的精神は西洋のそれかといへば、彼は西洋的精神のみをもつてしは、不完全なものと主張した。それは西洋的精神の偏頗なることにある彼は西洋的精神を次のやうに規定してゐる。

「西洋列國利の一途に馳せ一切義理無之就ては二典三謨熊澤書彌信仰之段甚以致大慶候此許にても夫のみ及講習富國強兵器械の事に至りては誠に驚入たる事業にて今日程盛大成るは前古より無之至れり盡せりと可申唯此一途のみ取り用へき事にて道に於ては堯舜孔子之道之外世界に無之彌以分明に候一言にて是をいへは西洋學校は稽業の一途にて徳性をみかき知識を門にする學道は絶而無之本來の良知を一稽業に局し候得は其藝業之外はさそかし暗き事と被察候既に西洋列國是迄有爲の人物を見候てもアレキサンデル、ペイトル、ボタマルテ抔之類所謂英雄豪傑之輩のみワシントンの外は徳義ある人物は一切無之此以來もワシントン位の人物も決して生する道理無之戰爭之慘怛は彌以甚しく相成可申候我輩此道を信し候は日本唐土之儒者之學とは雲泥之相違なれば今日日本にて我丈ヶを盡し事業の行れるは是天命也唯此道を明にするは我か大任なれば終生の力を此に盡すの外念頭無之候」（兄弟に與ふる書 小楠遺稿 三二五頁）

なほ、小楠は進んで、西洋的精神の本質を次のやうにも規定してゐる。即ちそれは「事業の上の學に

心徳上の學」にあらずといふにある。

「西洋通信已來年所を経しも。未た此邦の人情を知らざるなり。人情を知らざる故に。兵庫開港等いつまでも引かゝり。付て双方の事情。通融せざることなり。是全體學意の違ひなり。西洋の學は。唯事業之上の學にて。心徳上の學に非す。故に君子となく。小人となく。上下となく。唯事業の學なる故に事業は益々開けしなり。其心徳の學無き故に。人情に亘る事を知らず。交易談判も。事實約束を詰るまでにて。其詰る處。ついに戦争となる。戦争となりても。事實を詰めて。又償金和好となる。人情を知らば。戦争も停む可き道あるへし。華盛頓一人は。此處に見識ありと。見えたり。事實の學にて。心徳の學なくしては。西洋列國戦争の止む可き日なし。心徳の學ありて。人情を知らば。當世に到りては。戦争は止む可なり。天守教の如は。西洋も本意とする事に非す。此の邦の佛教の如し。唯以是喻愚民の一法に備ふるのみ。清土の學は上等人と雖とも。程朱の流か。王陽明の流にて。性命心法の外。三代治道を講究するの學は。これ無と見たり。其政に預る人は。俗流當世の務を爲す。迄の人と見えたり。故に西洋新製の器械等。聊採用せず依然として故轍を守れり。西洋人に卑下する由なり。」（小楠遺稿 三八二頁）

西洋的精神對東洋的精神論において、小楠は佛教と耶蘇教との比較に及んでゐる。彼は佛・耶兩教の價值を比較して次の如くいつてゐる。

「佛は倫理を廢し耶蘇は倫理を立候えば佛の害甚しく候扱此に一ツの辨あり我孔孟の道は堯舜三代の道統を祖述いたされ候ものにて堯舜三代は位に居て天下を治められし故其正大にて天に繼き教を立てられたり孔孟は又其天下正大の理を以て教を後世に傳へられ候佛と耶蘇との如きは元來下位に在て私に愚夫愚婦を教化するの心より起りたる故に天堂地獄などの説をなし方便を設けて人々の曉り易き様にいたしたるものに候」（小楠遺稿 三九五頁）

佛教は現世的でなく、耶蘇教は現世の倫理を尊ぶ故に、その價値佛教の上にありとするのが彼の説である。

「耶蘇教も亦人に善を勧め候を主といたし候扱耶蘇教の淵源を尋ね候えば耶蘇は本西天竺の地に生れ佛の後に起り候而其教を立る處を見るに全く佛の一種に相違なく然して西洋に流漸致候扱其處説を見候に耶蘇の説佛に比ふれば一入深玄に候」（小楠遺稿 三九四頁）

而して、小楠は耶蘇教をもつて單なる宗教と見ず、民衆を教育する機關であるとしてゐるが、近代のそれは、科學的精神と結合してゐることを指摘してゐる。

「昔の耶蘇教は只た愚民を教解する迄にて至て淺近なるものに候然るに近來に至て西洋に致し候ても其士大夫たるものは強ちに耶蘇を信仰するにては無之別に一種經綸窮理の學を發明致候て是を耶蘇の教に附益致し候其經綸窮理の學民生日用を利すること甚だ廣大にて先は聖人の作用を得候」（小楠遺

かくの如く小楠は、耶蘇教の價値を高く評價したものであるが、これに、布教を日本に許すべしとはしてゐないのである。

「佛日本に入りし以來其教深く民心に染みたり今耶蘇教と姑く其説の是非を不論只耶蘇若しも日本に入込候えば必ず佛との宗旨争を起し乍に亂を生じ生靈塗炭と相成可申此患顯然たることにて何分にも耶蘇教を入れ込候ては相成まじく被存候全體宗旨亂と申すこと成程不慮の變をも起し至極恐るべきものに候日本の神道なども尤害あるものにて近來水戸長州の滅亡を取候にて知れ候」（小楠遺稿 三九七頁）

小楠は、この場合、宗教鬭争の惹起せらるゝことを恐れたのであつた。かくの如く、彼は、最も慎重に政策の採用について、苦心したのであつたが、彼の立場はどこまでも開明進歩的であつた。この開明進歩主義が、多くの誤解を生み、耶蘇教を日本に許容し、日本を共和國と化する意志を有するものとして攻撃せられ、彼の文章として、「天道覺明論」の如き偽作すら行はれるに至り、遂に明治二年一月二日の舊守者流の暗殺となつたのである。しかし、幕末における最も明確な開明的進歩主義者としての小楠は、永くわが思想史上にその盛名を記載せらるべきであらう。且つ實際的方面においても、彼は越前侯松平春嶽に仕へて、その政治的智見を開發することともに、その影響下にあつた由利公正によつて、明治

政府の財政方針をも動かしたものといひ得るのである。彼の暗殺は、明治政府における長老政治家の逝去として痛惜せられたのであつた。

一九三六・六・一〇稿